

平成 23 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 23 年 9 月 28 日（水曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

税務課長 郷家 栄一

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部理事(兼)国保年金課長 大森 晃

下水道課長 江口 明

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(板橋恵一)

おはようございます。

きょうは本会議 3 日目でございます。実質審議はきょうからになりますので、皆様方どうぞよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において伏谷修一議員及び米澤まき子議員を指名いたします。

---

○議長（板橋恵一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告はお手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 2 行政の報告

○議長（板橋恵一）

日程第 2、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 3 回定例会が開催されるに当たり、日ごろからの市政運営に対する議員各位の御協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、専決処分 3 件、人事 1 件、条例 2 件、決算認定 2 件、報告 2 件、補正予算 6 件、その他 6 件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 2 回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係ですが、6 月 26 日、多賀城中学校屋内運動場において「多賀城市東日本大震災慰霊祭」を開催いたしました。御遺族、関係者など約 650 名が参列し、震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、御霊をお慰めするとともに、一日も早い復興を誓いました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、8 月 24 日、宮城県及び県内市町村の合同により開催しました「企業立地セミナー in Tokyo」において、参加した一般企業等約 240 名に対し本市の復興状況や投資環境をアピールいたしました。特に今回は、被災地である本市工場地帯において、いち早く事業活動の再開をなし遂げた理研食品株式会社様の御協力のもと、企業と行政がともに手を携えて復興に取り組む姿をアピールでき、大変有意義なものとなりました。

また、一日も早い復興を目指して頑張っている地元企業の皆様を御紹介するため、8月29日から、本市ホームページに「震災に負けない地元企業の底力」という特集記事を掲載しております。被災された企業の皆様が現地復興を早期に実現できるよう、本社訪問や役員の方々との面談を継続しながら、その障害となっている課題の解決など、個々の事情に応じたきめ細やかな支援に引き続き取り組んでまいります。

さらに、被災された地元企業の皆様が国の支援策を最大限活用できるよう、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助制度」を初めとした各種支援制度の拡充につきまして、7月21日に、地元選出国會議員、経済産業省政務三役及び内閣府復興担当副大臣に要望してきたほか、機会ある都度、要望を行っております。

企業等の誘致につきましては、7月から8月にかけて、さまざまな機会をとらえ誘致活動を展開してまいりましたが、かねてからIT企業の誘致を進めてきたことも功を奏し、横浜市に本社を置くIT関連企業が本市に東北初の支店を設置することとなりました。支店の立地場所や開設時期につきましては、御検討をいただいているところでございます。

(仮称)多賀城インターチェンジの早期整備に向けた取り組みにつきましては、このたびの震災対応において、三陸自動車道仙塩道路は、平常時の必要性にも増して緊急輸送道路としての機能が再認識されたところです。

一方、交通渋滞の面では、2車線道路において1日当たりの交通量が1万4,000台を超えると交通渋滞が発生すると言われていたようですが、最近の仙塩道路の1日当たりの交通量は約4万500台となっております。

したがって、4車線化と同インターチェンジの早期整備は急務の課題であることから、7月21日には、(仮称)多賀城インターチェンジ早期整備促進協議会の方々とともに地元選出国會議員、国土交通省政務三役及び内閣府復興担当副大臣に早期整備を要望してまいりました。さらに、9月1日に国土交通省に対して、同月16日には、野田新内閣発足に伴い新たな顔ぶれとなった関係大臣へ要望を行ってまいりました。

次に、震災復興推進局関係ですが、震災復興計画の策定に当たり、被災者アンケートと工場地帯の企業等に対する緊急意向調査を実施しました。

8月10日、ホテルキャッスルプラザ多賀城において復興構想意見交換会を昼と夜の2回開催し、市民等約100名の方々の参加をいただきました。震災復興計画の骨子(震災復興構想(案))についての説明を行い、参加者から貴重な御意見をいただきました。また、あわせて、市役所や文化センター、地区公民館においてこの骨子に対する意見を募集し、13件の御意見をいただきました。

復興検討委員会につきましては、7月6日に第2回、同月28日に第3回の委員会を開催し、震災復興構想(案)についての御提言をいただきました。また、今月14日に開催した第4回の委員会では、市民からの提案・提言を踏まえた市の復興構想の考え方と、今後取り組んでいく復興事業に関する御意見をいただきました。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、多賀城駅北開発株式会社に係る「公金違法支出損害賠償請求事件」につきましては、7月5日に第6回口頭弁論が仙台地方裁判所で行われました。本期日をもって弁論は終結となり、10月11日に判決の言い渡しが行われる予定です。

次に、災害復旧に係る他自治体からの派遣等につきましては、災害廃棄物対策業務に中長期的に従事していただくため、神奈川県横浜市から、地方自治法に基づく職員派遣とし

て、平成 24 年 3 月 31 日まで 2 名の職員を本市に派遣いただいております。また、ソニー株式会社仙台テクノロジーセンターから、震災復興業務支援として、7 月 12 日から今年度末まで、延べ 14 名の社員を本市に派遣いただいております。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、震災以降、震災関連情報を広く市民に広報するため、広報誌号外「つながろう！多賀城」を 6 回にわたり発行してまいりましたが、今年度の「広報多賀城」は 7 月号から通常発行しております。

昨年 10 月に実施いたしました平成 22 年国勢調査につきましては、7 月 27 日に宮城県の人口等基本集計が公表され、これによって本市の国勢調査人口は 6 万 3,060 人と確定いたしました。

次に、管財課関係ですが、応急仮設住宅につきましては、建設予定戸数の 373 戸が完成し、7 月 28 日に全申込者の入居が完了しております。

次に、交通防災課関係ですが、9 月 21 日に本市に最接近した台風 15 号につきましては、21 日朝から広報及び巡回パトロールを行い、小中学校においては短縮授業等の対応を行いました。降り始めからの総雨量は 310 ミリで、市内各所での冠水や、がけ崩れが 2 カ所で発生したため、市道の通行どめ等の対応を行いました。また、トイレが使えない地区が発生したため仮設トイレを 10 カ所に設置しました。

被害状況につきましては、9 月 22 日現在で家屋の被害が、床上浸水 14 棟、床下浸水 269 棟となっておりますが、健康課窓口で希望者に消石灰を配布しているほか、今後、被害の大きかった区域の消毒を予定しています。

また、水田の状況につきましては、290 ヘクタールが冠水し、50 ヘクタールが倒伏しました。

防災広報装置につきましては、機器性能、通信運用等、すぐれた装置を導入するためプロポーザルを実施しました。参加表明した 7 社のうち、優先交渉権者 1 社を選定し、現在、整備内容について協議を進めております。

また、ローカルエリア対応のトランシーバー 50 台を各避難所に配布しました。このことにより、災害時における避難所での速やかな情報伝達、情報共有ができる環境が整いました。さらに、緊急通信体制を保持するための衛星携帯電話 10 台の配備を完了いたしました。このことにより、電話等の通信手段が遮断している状況下においても、他自治体等に対して、支援物資や人員要請を速やかに情報伝達することが可能となりました。

交通安全関係につきましては、交通安全母の会が各地区の盆踊りや夏祭りなどにおいて交通安全に関する啓発品を配布し、「飲酒・無謀運転の根絶」の呼びかけを行いました。

7 月 26 日、市役所前駐車場において、他県警によって編成された特別交通派遣部隊等に対する激励、出動式を塩釜警察署と合同により行いました。

防犯関係につきましては、8 月 24 日、防犯協会連合会、青少年補導員、塩釜警察署など総勢 55 名の参加のもと、「市内一斉防犯パトロール」を行いました。津波被災地域での防犯啓発パトロールや JR 多賀城駅及び大型スーパーでの防犯啓発用チラシの配布を通して、自転車等の盗難防止を呼びかけました。

消防防災関係につきましては、発災直後から 6 月 12 日まで救出救護や捜索活動、災害復旧支援に全面的な協力をいただいた陸上自衛隊第 22 普通科連隊の活動報告会を 8 月 3 日、市庁舎正面玄関前で行い、感謝状を贈呈し、改めて感謝を申し上げます。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、震災で発生した膨大な災害等廃棄物の処理につきまして、7月に業者による中間処理に係るプロポーザルを実施いたしました。企画書提出7社のうち、優先交渉権者1社を選定し、現在、中間処理施設設置に向けて協議を進めております。

また、(仮称)多賀城インターチェンジ予定地と中央公園に仮置きしている災害廃棄物のうち、悪臭等により付近住民の方々に御迷惑をおかけしておりました可燃系混合廃棄物につきましては、今月2日に搬出を完了いたしました。

放射線量の測定につきましては、7月から、市役所敷地内で平日に観測しております。また、7月に市内32の市の施設を一巡測定し、8月からは、そのうち8施設で毎週水曜日に測定しております。なお、測定結果につきましては、市ホームページに公開しておりますが、健康に影響を与えるレベルでは検出されておられません。

次に、税務課関係ですが、平成23年度の市税につきましては、震災の影響により納期限を延長しておりましたが、個人住民税の納税通知書につきましては、特別徴収に係る分を7月7日に、普通徴収及び年金特別徴収に係る分を8月5日に、それぞれ発送しております。また、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書については、今月9日に発送しております。

次に、農政課関係ですが、農作物の放射性物質濃度調査につきましては、8月22日から毎週1点ずつ市内産の野菜、米などの調査を実施しておりますが、放射性物質は検出されておられません。

また、宮城県でも、水稻の放射性物質濃度調査を8月26日から開始し、予備調査を119カ所、本調査を411カ所を実施しました。本市分は、9月6日に予備調査1カ所、同月15日に本調査2カ所を実施しました。なお、調査の結果、放射性物質は検出されませんでした。

次に、商工観光課関係ですが、商工関係につきましては、被災した市内飲食店等の有志団体主催により7月29日から今月3日まで延べ18日間、多賀城駅前において「にぎわい祭り・ビアガーデン」が開催されました。この催しは、市内の飲食店や商店街などの復興と、多賀城駅前に活気と元気にぎわいを呼び戻すために開催されたもので、週末は大勢の人でにぎわいました。

また、この「にぎわい祭り・ビアガーデン」に加えて、8月19日と20日の両日には地場産品を出店する「月の市」を同会場で開催いたしました。なお、「月の市」につきましては、引き続き今月から12月まで毎月1回開催してまいります。

観光関係につきましては、平成22年度に多賀城市観光協会に依頼し、友好都市である天童市の出羽桜酒造において製造を進めておりました、多賀城市産米を使用した日本酒「多賀城桜」が完成し、8月10日から市内酒販店で販売されております。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、被災者生活再建支援法に基づく支援金申請書受付事務につきましては、今月10日現在で6,491件が県に送付済みで、国の被災者生活支援法人である財団法人都道府県会館から支援金が被災者あてに順次支給されております。今月10日現在では、6,145件分、60億975万円、件数ベースで94.5%の支給状況となっております。

災害義援金につきましては、母子・父子世帯及び高齢者・障害者施設入所者を対象者に追加する第二次配分を7月下旬から実施し、第一次配分も合わせて今月10日現在で5,390名分、40億720万円、件数ベースで95.2%の支給状況となっております。

仮設住宅の居住者に対しましては、市と社会福祉協議会設置の復興支えあいセンターとが連携し、健康管理と自立をテーマとしたさまざまな支援活動を行っております。

次に、こども福祉課関係ですが、要保護児童対策につきましては、6月29日と30日、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、延べ82名が出席して情報交換と自立支援方策の検討を行いました。

留守家庭児童学級につきましては、多賀城小学校「すぎのご学級」を7月25日から2クラスに分級し、従来の教室には1、2年生66名、新教室には3年生17名が入級しております。

被災世帯への保育料及び留守家庭児童学級利用料の減免につきましては、被害の程度に応じて全部または2分の1の減免措置を実施しており、今月10日現在、保育料の減免対象世帯は154世帯、留守家庭児童学級利用料の減免対象世帯は78世帯となっております。

次に、健康課関係ですが、健（検）診関係につきましては、震災の影響により延期しておりました特定健康診査及び各種がん検診を、今月から順次市内会場及び指定医療機関等で実施しております。

なお、国民健康保険の被保険者に係る特定健康診査につきましては、震災による健康面への影響等を考慮し、なるべく多くの方の受診を促すため、自己負担金を免除しました。

また、心筋梗塞、動脈硬化等の早期発見を目的として、希望者には自己負担による心電図検査及び眼底検査を実施しております。

次に、介護福祉課関係ですが、介護保険につきましては、一定の要件を満たす被災した被保険者に対して介護保険料の減免を実施し、今月10日現在で対象者は2,927名となっております。また、介護保険利用サービスの自己負担分を免除するため、「介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費・居住費の減免認定証」を対象者530名に発行しております。

また、仮設住宅に入居した高齢者を対象に、要介護状態への進行予防と仮設住宅内でのコミュニティ形成を目的に、7月11日から「シルバーふれあいサロン」事業を各仮設住宅において週1回実施しております。

また、静岡県伊豆の国市の御好意により、5月から6月にかけて実施された温泉保養事業に引き続き、8月24日から今月13日には、伊豆の国市老人クラブとの交流事業が行われました。本市老人クラブ会員65名が3班に分かれ招待され、老人クラブ相互の交流を深めました。

次に、国保年金課関係ですが、国民健康保険につきましては、一定の要件を満たす被災した被保険者に対して、医療機関で受診した際に平成24年2月29日までの1年間窓口負担が免除となる国民健康保険一部負担金等免除証明書を交付しており、今月10日現在で対象者は4,719名となっております。なお、免除要件に該当し、3月11日以降に医療機関窓口で一部負担金を支払っている方に対しては、申請に基づき還付を行っております。

また、平成23年度の国民健康保険税納税通知書を7月15日に8,897世帯に発送しており、そのうち東日本大震災による減免対象世帯は2,331世帯となっております。また、固

定資産税額の確定に伴い、資産割を含め再計算した国民健康保険納税通知書を今月 15 日に発送しております。

後期高齢者医療につきましても、国民健康保険と同様の措置がとられており、今月 10 日現在で一部負担金免除証明書を 1,480 名に交付しております。また、後期高齢者医療保険料当初通知書につきましては、7 月 15 日に 5,284 名に発送しており、そのうち減免対象者は 1,189 名となっております。

乳幼児医療費助成、心身障害者医療費助成、母子・父子家庭医療費助成につきましては、所得制限により助成を受けることができない対象者のうち、震災により一定の被害を受けた対象者に対して、所得制限の特別措置を設けております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、平成 21 年度から取り組んでまいりました多賀城市歴史的風致維持向上計画につきましては、このほど関係省庁との最終協議が調い、今月末の認定審査を経て、ほどなく認定される見通しとなりました。

また、市営住宅につきましては、入居補欠者募集を 8 月 15 日から 22 日まで行ったところ、76 件の応募がありました。

民間木造住宅の耐震化支援事業につきましては、耐震診断の申し込みが 34 件ありました。

都市緑化推進事業につきましては、生け垣づくり補助は申し込み 5 件のうち 3 件が完了し、花のまちづくり補助は申し込み 4 件のうち 2 件が完了しております。なお、これらの件数は今月 10 日現在のものですが、引き続き利用の啓発に努めてまいります。

次に、道路公園課関係ですが、補助事業につきましては、都市計画道路南宮北福室線において 6 件の用地買収と建物等移転補償契約を締結いたしました。単独工事につきましては、市道石ヶ森 4 号線道路改良工事を発注しております。

災害復旧事業に対する国庫補助金の交付を受けるための災害査定につきましては、津波浸水区域を除いた区域で 57 件を予定しており、今月 10 日現在、40 件が完了しております。

次に、下水道課関係ですが、丸山排水区の雨水函渠工事につきましては、多賀城駐屯地内の幹線が 7 月上旬に竣工し、駐屯地の西門から市道八幡下馬線までの枝線は、10 月中に供用開始できる見通しとなりました。

災害査定につきましては 34 件を予定しており、今月 10 日現在、19 件が完了しております。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、8 月 16 日、多賀城中学校屋内運動場において、劇団四季によるミュージカル「ユタと不思議な仲間たち」の東北特別招待講演が午前と午後 1 回ずつ行われ、市内の小中学生と保護者計 729 名が鑑賞いたしました。

次に、学校教育課関係ですが、8 月 3 日、市内の小中学生及び保護者 86 名が青森県五所川原市の招待により、2 泊 3 日の日程で「立佞武多（たちねぶた）」に参加しました。また、同月 6 日には、市内の小中学生及び保護者 386 名が秋田市竿燈まつり実行委員会の招待により、1 泊 2 日の日程で「竿燈まつり」に参加いたしました。



次に、生涯学習課関係ですが、7月15日から多賀城小学校及び多賀城八幡小学校において平成23年度放課後子ども教室事業を開始いたしました。多賀城小学校わくわく広場には定員いっぱいの60名の応募が、多賀城八幡小学校わくわく広場には、定員30名を超える40名の応募がありました。

8月11日に、山王地区公民館において、社会貢献事業としてヤマトホールディングスが主催した音楽宅急便「クロネコファミリーコンサート」が開催され、市民約160名が来場しました。

次に、文化財課関係ですが、7月11日、東京都内において平成23年度全国史跡整備市町村協議会予算対策懇談会及び第1回役員会が開催されました。

また、今年度から、多賀城跡内における公有地活用の一環として、歴史的な食文化を学びながら実際に体験する「多賀城跡内歴史的食文化体験学習」を実施しております。城南小学校の6年生が5月11日に種をまいたソバの刈り取りを7月19日に行いました。今月9日にも春と同様にソバの種まきを行いました。

また、特別史跡内の除草作業にあわせ、当該地域の一部に草花などの植物を植栽し、景観保全を行う業務を、8月15日から一般社団法人多賀城震災復興まちづくり会社に委託して実施しております。新たな視点での管理活用により、特別史跡の魅力向上を図るとともに、同社が取り組みを行っている障害者や高齢者を初めとする被災者の雇用についても、その効果が期待されております。

7月23日、多賀城史遊館において体験イベントを再開し、夏休み期間に埋文ボランティアなどの協力を得て、ミニ勾玉づくりなどを3回開催し、小学生延べ74名の参加がありました。

7月29日、多賀城史遊館において小学6年生を対象に灯明皿づくりを行い、18名の参加がありました。製作した灯明皿は埋蔵文化財調査センター展示室に展示される予定です。

8月9日から同月12日及び9月6日から同月9日まで、東北工業大学高橋教授により、被災を受けた歴史的建造物である倉の実測調査が行われ、24棟の調査が終了いたしました。

8月19日、平成23年度第1回文化財保護委員会が開催され、第3次保存管理計画の内容説明及び文化財の被災状況・保全活動に関する報告を行いました。

次に、上水道部について申し上げます。

管路の耐震化を図るための配水管整備事業7件と老朽化した末の松山中央監視設備の更新工事を発注しております。

水道水中の放射性物質モニタリングにつきましては、自己水源である岡田水源井については東北大学の協力を得て、月1回測定しており、また、仙南・仙塩広域水道、仙台分水については、4月から宮城県企業局、仙台市水道局において週1回測定されており、測定結果はいずれも基準値以内となっております。なお、これらの結果については市ホームページに掲載しております。

最後に、選挙管理委員会について申し上げます。

東日本大震災により延期となっていました多賀城市議会議員一般選挙を今月11日に執行しました。同震災により3カ所の投票所が被災し、代替施設での投票となりました。また、開票所であった総合体育館が市内の避難所として使用されているため、多賀城小学校

屋内運動場において開票を行いました。投票率は47.76%で、前回平成19年を2.11ポイント下回りました。

なお、皆さんのお手元の原稿には記載がございませんが、総合体育館に開設しております避難所につきましては、発災から6カ月を経過しており、避難所での応急修理の完成を待っていた方々もそのめどが立ちましたので、9月30日をもって閉鎖することを昨日の災害対策本部会議で決定いたしましたので、申し添えさせていただきます。

以上、第2回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

9番、佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

今の市長、この文書になっていない部分でのところでの避難所の今月末での閉鎖をと言っていましたけれども、このことについてちょっと疑問をさせていただきたいというふうに思うんですが。

○議長（板橋恵一）

ここで暫時休憩といたします。

午前10時34分 休憩

---

午前11時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

休憩前の佐藤議員の発言については、本日設置予定の東日本大震災調査特別委員会にて対処します。

---

日程第3 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第3、報告第6号及び日程第4、報告第7号の専決処分の報告について、2件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 6 号及び報告第 7 号 専決処分の報告についてであります。これは、平成 23 年 6 月 11 日に発生した市職員が運転していた公用車と走行中の車両との衝突事故について、事故の相手方と和解し、並びに損倍賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、資料 2 の 1 ページをお願いいたします。

報告第 6 号関係資料に基づいて説明させていただきます。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

まず、1 の事故発生の日時は、平成 23 年 6 月 11 日土曜日の午前 8 時 50 分ごろでございます。天候は小雨が降っている状況でございました。

2 の事故の状況でございますが、これは、今回の大震災における災害廃棄物の仮置き場の管理に従事している市職員が、城南地区西側の砂押川を挟んだ三陸縦貫自動車道高架下の仮置き場から第二中学校東側の（仮称）多賀城インターチェンジ予定地に移動する際、市道高橋 1 号線を北上し、JR 東北本線の八幡街道踏切を渡り、県道泉塩釜線の交差点に進入した際、南宮方向から浮島側に直進してきた相手方の右前方に出会い頭に衝突したものであります。この事故により、相手方車両の運転席側フロントバンパー等に損傷を与えてしまったものでございます。

3 の事故の原因ですが、公用車を運転していた市職員が交差点に進入する際に左側の十分な安全確認を怠ったことに起因し、発生したものであります。

4 の損害賠償の額は 2,089 円でございます。これは双方の車両修繕費、市側が 96 万 9,626 円、相手方 24 万 5,018 円と過失割合、市が 80%、相手方 20%を相殺した金額でございます。

5 の和解につきましては、相手方と本件事故に関し損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認し、平成 23 年 9 月 12 日に示談が成立しております。

また、報告第 7 号について説明申し上げます。

次の 2 ページをお願いいたします。

この案件につきましては、先ほど説明いたしました報告第 6 号発生による治療費に関する案件でございます。

1 の事故発生の日時は、平成 23 年 6 月 11 日午前 8 時 50 分ごろでございます。

2 の事故の状況についてでございますが、先ほど説明した衝突の衝撃で運転していた相手方が頭部を打撲しました。事故翌日に眼球からの出血があったことからその翌日に受診し

たところ、CT 検査の結果、出血は確認できなく経過観察となり、通院日数は 1 日で完了したものであります。

3 の事故の原因は、市職員が安全確認を怠ったことに起因して発生したものでございます。

4 の損害賠償の額 4 万 2,586 円は、治療費 3 万 3,976 円、通院交通費 210 円、自賠責保険基準による慰謝料 8,400 円の合計額であります。また、休業補償の発生はございませんでした。なお、相手方同乗者と市職員にけがはありませんでした。

5 の和解については、平成 23 年 9 月 12 日に相手と示談が成立しております。

この案件につきましては、大震災に伴う災害廃棄物処理の対応において、安全運転の遵守また事故の防止について強く指導しておったところでございますが、市職員が公用車運転中の安全確認を怠ったのを起因として相手方に頭部の打撲と車両に損害を与えたこと、また市の市民への信頼を損なったことに対し、この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

今後はまたさらに事故の防止及び交通安全、安全運転の遵守についてさらに強く指導してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

内容はわかりました。一つだけお聞きしたいのは、6 号の相手方（4 文字削除）さん、7 号が（5 文字削除）さん。同じ住所であります。運転者はそのときどちらがやっているのか。そして、（4 文字削除）さん所有の車を（3 文字削除）さんが乗ってこういう事故に遭ったのか。その辺の詳細な説明をしていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

所有者（4 文字削除）さんと（5 文字削除）さんは御夫妻でございます。当日は（5 文字削除）さんが運転をしておりました。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

大変申しわけないんですけれども、こういうものについてきちっとそういうことを説明をしておかないと誤解を招く可能性がある。運転者がだんなさんで同乗者が奥さんであるという誤解を招く可能性がありますので、こういうときは所有者の車がだれだれで、運転者がだれだれで、その事故はこういう事故でしたというふうに、きちっとこれからこういう問題については説明をするように求めておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

大変申しわけございません。今後はもっと詳細な説明をさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

双方にけががなかったということで本当にその点はよかったなと思うんですけども、やはり大変なお仕事をされている職員の皆さんが、不本意ながらといいますか、うっかりしてということだったんだろうと思います。私はむしろ職員たちがすごく一生懸命やってくださっていて、体調を崩されたり、それからぐあいを悪くしたり、また、もう本当に疲れているということがその大きな原因ではないかというふうに思います。その後その職員は元気に働いていられるのかどうか、そのあたりを確認したいと思います。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

その後も勤務を続けております。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

配慮はしていただいていると思いますけれども、職員の健康管理といいますか、そういうことにも十分配慮していただきながら今後も進めていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

---

日程第 5 報告第 8 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（板橋恵一）

日程第 5、報告第 8 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

報告第 8 号 専決処分の報告についてであります。これは、平成 23 年 7 月 21 日に発生した市職員が運転していた公用車と停車していた車両との接触事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それでは、資料 2 の 3 ページ、報告第 8 号関係資料をごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

まず、1 の事故発生の日時は、平成 23 年 7 月 21 日木曜日の午後 4 時 5 分でございます。

2 の事故の状況でございますが、これは、桜木 2 丁目地内において危険ブロック塀の撤去作業が間もなく終了するとの報告を受け、確認のため担当職員が現地に赴きました。その際、付近の空き地に駐車すべく後退したところ、後続で停車していた車両に接触したものでございます。この接触により相手車両の助手席左側前部側面に損傷を与えてしまったものです。

3 の事故の原因ですが、後退する際、職員が安全確認を怠ったことが原因でございます。

4 の損害賠償の額は、車両の修理等で 8 万 5,464 円でございます。この損害賠償金につきましては、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から補てんされることになっております。

5 の和解につきましては、相手方と円滑に交渉が進み、本件事故に関し損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認し、平成 23 年 9 月 8 日に示談が成立しております。

なお、本件事故を受けまして、その後の部内会議で部内の職員に対しなお一層交通安全に努めるよう注意を喚起しております。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

これをもって説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

同様の質問になりますけれども、もう夕方どきでしたし本当にお疲れになっていたのではないかと思いますけれども、その後の職員の健康状態は大丈夫なんでしょうか、お聞きします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

本件事故で職員も相手方もけが等はございませんでしたので、職員につきましては、通常どおり勤務を継続しております。

○議長（板橋恵一）

7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

1点だけ確認します。当局の公用車の運行に当たっては、ドライバーのみ一人で行くのか。それとも、それぞれの部課長の指示、命により二人を乗車していくのか。今回の事件事案については一人なのか、二人なのか、確認します。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

2名の職員で行っております。

○議長（板橋恵一）

7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

そういうときは、当局も、先ほど部長、それぞれ安全管理とか一応は指導すると言っていますけれども、必ず2名だったらば一人はバックするときは後ろを見るとか、そういう細心の注意を払ってもらいたい。この案件についてかなりありますよ。そういうのを今後職員に再度徹底して、公用車を動かすときは2名1組で行って、そしてバックとかそういうときは必ず後方安全確認をするというのを、部長、ちゃんと明言してください。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

事案によりましてはどうしても一人で行かざるを得ないという場面もあるかとは思いますが、複数で行った場合には同乗者にも安全確認を徹底させるとともに、一人の場合でも自分で安全確認するよう徹底したいというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

---

日程第 6 議案第 47 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 47 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

議案第 47 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。これは鈴木ヒトミ委員の任期が平成 23 年 9 月 30 日をもって満了することから、後任として樋渡奈奈子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 4 ページ以降に、現在の委員名簿並びに樋渡奈奈子氏の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）



御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 7 議案第 48 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 7、議案第 48 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 48 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の改正に伴い、現行条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

それでは、議案資料 2 により説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表の説明の前に、今回の条例改正に至った経緯について御説明いたします。

平成 22 年 12 月 10 日に、長い名称の法律になりますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法、児童福祉法等の一部改正とともに、これらの法律から関係条文を引用している諸法律の一部改正等が行われ、その中で地方公務員災害補償法も改正されました。

地方公務員災害補償法の改正内容ですが、同法第 30 条の 2 介護補償の規定について、引用しております障害者自立支援法の条項に改正によるずれが生じるため、これを整備する

という内容でございます。これに伴い、地方公務員災害補償法の規定に基づき制定している本市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についても、介護補償についてその内容の規定があることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、本改正は根拠法令として引用している障害者自立支援法の条項の整備のみの内容でございます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償の条件、内容等についての改正ではないことを申し添えさせていただきます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、改正条例の施行期日の関係から、第1条の規定による改正と、次の7ページにございます第2条の規定による改正の2段階に分けて改正させていただきます。

まず、第1条の規定による改正ですが、条例第10条の2介護補償の規定において、障害者支援施設に入所して生活介護を受けている場合、その期間は介護補償は行わない旨を第1項第2号で除外規定として定めているものでございますけれども、この障害者支援施設及び生活介護についての引用条項を改めるものでございます。

根拠法令としている障害者自立支援法の第5条第3項の次に、法改正により、1項今回追加されたため、第4項以降がそれぞれ1項ずつ繰り下がることにより、新旧対照表のアンダーラインでお示ししている部分になりますけれども、条例で引用している「第5条第12項」が「第5条第13項」となり、同じく「同条第6項」が「同条第7項」に1項ずつ項ずれが生ずることとなるものでございます。

それでは、7ページをお開きください。

次に、第2条の規定による改正ですが、第1条の規定による改正と同じく、第10条の2第1項第2号の障害者支援施設についての引用条項を改めるものでございます。

これも、根拠法令としている障害者自立支援法の第5条第8項が今後削除される予定であるため、第9項以降が1項ずつ繰り上がることにより、新旧対照表のアンダーラインでお示ししている部分になりますが、条例で引用している「第5条第13項」が「第5条第12項」に項ずれが生じることとなるものでございます。

それでは、議案資料1の9ページをお願いしたいと思います。

施行期日について説明いたします。今回の一部改正による改正条例の施行期日は2段階となっております。第1条の規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から、これは政令で定めることとなっておりますが、先週の9月22日に、平成23年10月1日を施行期日とする旨の政令が公布されました。したがって、来月10月1日から施行するものでございます。そして第2条の規定は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

最後に、繰り返しになりますが、今回の条例改正は根拠法令として引用している障害者自立支援法の条項の整備に伴うものでありまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償の条件、内容等についての変更は一切生じないことを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんに申し上げます。議場内、大分暑くなっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

---

日程第8 議案第49号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(板橋恵一)

日程第8、議案第49号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第49号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは市税等の納税義務者の居住する住宅が半壊と認定された後に解体した場合の当該市税等について、また市税等納税義務者が原子力災害対策特別措置法に定める特定避難勧奨地点の住居に居住していたことにより避難を行った場合の当該市税等について、これらを減免するため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、議案第 49 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

2 の議案関係資料 8 ページをお願いいたします。

それでは、議案第 49 号関係資料に基づき説明させていただきます。

東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免につきましては、本年 6 月に制定した東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の規定により取り扱っているところでございますが、今回の震災の被害の状況にかんがみ、個人の市民税及び国民健康保険税に係る減免について、対象要件を追加するものでございます。

追加となる対象でございますが、一つ目としまして、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号口に規定する世帯となったもの、これは居住する住宅が半壊となり、倒壊による危険の防止や補修費等が著しく高額となることなどの理由により当該住宅を解体した場合でございますが、この場合にも全壊した場合と同様の経済的負担が生じる状況であることから、被災者生活再建支援法と同様に、個人の市民税及び国民健康保険税においても損壊の程度を全壊とみなすものでございます。

個人の市民税の減免につきましては、表に記載しておりますとおり、合計所得金額が 1,000 万円以下の場合に合計所得金額の区分ごとの損害の程度に応じて減免するものでございますが、半壊の家屋を解体し、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号口に規定する世帯となった場合には、全壊の区分の減免割合を適用することとするものでございます。

また、国民健康保険税については、免除とするものでございます。

二つ目といたしまして、特定避難勧奨地点、これは原子力災害現地対策本部の長が事故発生後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点を言うものでございますが、この地点に居住していて避難を行った場合については、個人の市民税、国民健康保険税ともに免除とするものでございます。

次の 9、10 ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、個人の市民税の減免では、特定避難勧奨地点の要件を追加したことから、第 2 条第 3 項を号建てにして、条文を整理しております。

また、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号口に規定する世帯となった場合には、損壊の程度を全壊とみなす規定として、第 2 条に第 4 項を加えております。

国民健康保険税の減免では、第 5 条第 3 項に、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号口に規定する世帯となった場合の規定を追加しております。

11 ページをお願いいたします。

また、個人の市民税の減免と同様に、特定避難勧奨地点の要件を追加したことから、第5条第4項を号建てにして、条文を整理いたしております。

第6条は、減免の申請手続についての規定でございます。減免申請書の提出期限は平成24年3月31日までといたしておりましたが、ただし書きにより、やむを得ない事情があると認める場合は当該提出期限によらないことができるものとしてございます。これは被災者生活再建支援法における基礎支援金の申請期限が発災後13カ月となっていることから、3月31日以降に減免要件が確定する場合が想定されるなど、提出期限の特例を認める必要があることに対応するための規定でございます。

なお、改正前のただし書きにおいて規定しておりました、減免の対象者であることを確認できる場合に減免申請書の提出を要しない規定は、第2項に規定しております。

恐れ入りますが、1の議案、13ページをお開き願います。

附則でございます。施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしております。

適用区分でございますが、改正後の個人の市民税の減免の規定につきましては、平成23年3月11日以後に納期の末日が到来する平成22年度分の市民税及び平成23年度分の市民税に適用するものでございます。また、改正後の国民健康保険税の減免の規定については、平成23年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

なお、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の本文は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 50 号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 10 議案第 51 号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 11 議案第 52 号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 12 議案第 53 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 9、議案第 50 号から日程第 12、議案第 53 号までの和解及び損害賠償の額の決定についての 4 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 50 号から議案第 53 号まで、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。これは東北地方太平洋沖地震に伴う津波により公用車が水没し、滅失したことについて、当該公用車の賃貸借契約を解除するに当たり契約の相手方である事業者との協議が調ったので、和解及び損害賠償の額の決定について議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民生活部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、資料 2 の 12 ページ、議案第 50 号関係資料をごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

まず、1 の事故発生の状況等でございますが、今回の大震災の発生と同時に設置された多賀城市地域防災計画に基づく災害対策本部の公用車集中管理に伴い、市民経済部所管の公用車が東部エリア桜木班の巡回用に配車され、災害時指定収容避難所である桜木東地区集会所にて津波により水没、流出、滅失したものであります。

当該公用車はリース契約で大和リース株式会社仙台支店から賃貸借により借用しているもので、自動車賃貸借契約書の条項において、返還前に生じた自動車の滅失による損害はすべて市が負担することとしていたものでございます。

2の損害賠償の額は、車両滅失に係る損害金として残リース分、残存価格等の84万7,150円であります。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

続きまして、同じ資料2の13ページ、議案第51号関係資料をごらんいただきたいと思  
います。

前議案同様、津波による事故でございます。地震で被災した多賀城八幡雨水ポンプ場の点  
検のため当該敷地内に駐車していた公用車が、その後の津波で水没、滅失したものであり  
ます。このため、賃貸借契約書に基づきリース契約の相手方と和解し、損害金を支払うも  
のです。和解の相手方は大和リース株式会社仙台支店、損害賠償額は73万2,200円でご  
ざいます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

続きまして、資料2の14ページをごらんいただきたいと思  
います。

議案第52号につきましても、前議案同様、津波被害による事故でございます。事故車両  
は学校給食センターで使用していた車両で、和解の相手方は株式会社イチネン東北支社、  
損害賠償金は11万7,500円です。

次の15ページをごらん願います。

議案第53号につきましても、前議案同様、津波被害による事故でございます。事故車両  
は大代地区公民館で使用していた車両で、和解の相手方は三菱オートリース株式会社、損  
害賠償金は66万8,630円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

4件の議案の説明は、説明になっていない。なぜならば、車種が何で、何年車で、どこの  
車か、全然説明になっていない。極端に言うなら、最初の説明、残存価格でやりますと。  
どこの車ですか。普通車ですか、軽ですか。議案52号、これは金額が少ない。これも軽  
ですか、普通車ですか。全然比較にならないですよ。少なくとももうちょっと丁寧に、何  
車で、何年型で、普通車なのか、軽なのか。その辺をきちっと説明してくださいよ。と、

私は思うんですけども、議案説明の指導をされている方はどなたですか。その方の見解を求めたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

大変申しわけございませんでした。竹谷議員おっしゃるとおりかと思しますので、4台の車両の詳細について、私総務課長の方から説明させていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それであれば説明資料にきちっと明細に書いてください。改めて資料を提出してください。大変大事なことですよ。金額だけべらべら言って、はい、この車ですと。ですから、この資料の中に私がさっき言ったことをきちっと書いて、何年車であって、どういう車であれば、大体残存価格でこの程度が妥当だろうと。妥当であるか、妥当でないかを審議するのも議会ですよ。その資料が何もなくていいんですかと。私は通用しないと思う。総務課長だけあれじゃないですけども、提案する側もお互いに話し合いをして、ここまでやろうよということをやらなきゃ。私はそう思います。ですから、その資料を要求します。

議長、申しわけないですけども、暫時休憩して、昼の再開に当たってその資料を求めたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

午前中の17番竹谷英昭議員からお話をいただきました資料につきまして、配付をさせていただきました。

表の説明を若干させていただきますけれども、表の右側3列目からなんですけれども、「残存リース金額等」に、その右隣の「残存車両価格」、これを足したものが「解約に伴う見積金額」ということになりまして、今回議案として提案させていただいております損害賠償の額ということになります。



大変申しわけございませんでした。リース物件による損害賠償につきましては、これまで例がなく、説明資料に不足がございました。今後は同様の案件の場合にはこのような資料を添付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

ありがとうございました。若干お聞きしたいんですが、リース料の中に、5年ですから、3年の車検料が挿入されているのではないかと思います。それと車両保険、任意保険。これもこのリース料の中に入っているのか、それとも当局の別掛金で掛けておられるのか、それについてお伺いします。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

まず、車検費用についてでございますけれども、基本的に、今回4台の車両がございますが、まず議案第50号、それから51号、一つ飛びまして53号の3車両につきましては、リース期間を5年間、厳密に言いますと59カ月というような契約にしておりますので、その間、車検の期間が参ります。それらの車検費用につきましてはリース料金に含まれてございます。

なお、保険ですけれども、法定の自賠責保険については、リース料金の中に含まれてございます。任意保険につきましては、市役所の方で任意に掛けてございますので、リース料金には含まれてございません。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますとリース料の残存価格、これらの費用を差し引いた価格にならなきゃおかしいんじゃないか。借りているときは、それを使っていますとなりますけれども、廃棄になって要らなくなってしまうんですね。その物件がなくなってしまうわけですから。残存価格がここに提起されているとすれば、少なくともリース料の中に車検代と任意保険が入っているとすれば、これは差し引くべきじゃないかというふうに私は思っているんですけれども、その辺は交渉の中でどういう経過になっていますか。これ個々でやっているんですか。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

契約は車両ごとの契約になりますので、今回、契約は4件の契約ということになりますけれども、この残存リース金額のところ「等」という表示をさせていただいております

が、議員おっしゃるように、このまま契約期間満了まで毎月のリース料をお支払いいたします金額から、そのような例えば期間が到来していない例えば重量税だとか、そういった経費については減額というようなことになってございますので、その金額がこの「残存リース金額等」に含まれてございます。そこを含めて相殺しての「残存リース金額等」ということになってございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうすると、私が言ったような経費は残存価格の中から相殺をしてもとの数字だけ、車両の数字だけ載せているということですね。

それから、企業との関係ですが、残存車両価格の算出方法は、企業はどのように説明しておりますか。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

はっきりした積算根拠というものは示されておりませんが、市場価格と連動しての金額というふうに伺っております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

これが交渉事ですので、私は、はっきり言って残存価格の算出方法、これははっきりさせるべきだと思うんです。例えばうちの水道事業所の場合でもそうです。残存価格は例えば毎月 5%、残存 5%引きの何年で、何ぼ、消化金額というものがあるわけです。これも少なくとも法的に車両ですから、車両に伴う残存固定額があって、その余りを何ぼずつ引いていってという算出根拠があって初めてここに、交渉事ですから、初めてここに車両残存価格が生まれてくるんじゃないかと。その算出根拠がはっきりしなければ私は問題があるんじゃないかと。申しわけないけれども、それが契約のあり方じゃないかと、交渉のあり方じゃないかというふうに私は思うんですけれども、課長、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

残存価格につきましては、車種によっても違ってまいりますし、先ほど申し上げました現時点での市場に影響されるということもございますので、今後、1 台 1 台ごとのリース契約になりますので、そういった視点も持ちながら契約に当たっては協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

この件については議案にどうのこうの、少なくとも交渉事ですから、この4台についてはその根拠を明らかにしておくべきだと思います。そうでないと、これは契約条項ですから、この残存価格はこういう方式で算出した金額だということを明らかに、だれに言われてもわかるようにきちっと明確にしながら交渉事は進めることが大事じゃないかというぐあいに私は思いますので、ここで課長とやりとりしてもなかなか明快にならないと思いますが、私は、そういうようなことをきちっと整理をした中でこの補償額を改めて算出をしていただいて、これで議会は通ると思いますけれども、私は少なくともそのぐらいまで、契約というよりも、こういうときにその残存価格の出し方はどうなんだということをきちっと整理をしていくことが必要ではないかというふうに思いますので、今後の意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございますか。13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

まず、多分ないと思うんですけども、国ではリース会社に対しても、本市の場合は車が水没して、リース契約をしていたと。民間企業の場合はいろいろなのがリースをして、そのリース会社が、国の方では免除しなさいと言わないまでも努力してほしいと、リース会社にそういうお話を国ではしているんですよ、一応。それはどうなっているかということが一つと、それからこの大和リース、多賀城市でリース契約をしているそのほかにも大和リースなんかありますか。まず大和リースとか、それからジブラルタル何かありますね。三菱オートリースと。そのほかにも結構な台数が多賀城市でありますから、この3社がほかにもリース契約しているかどうかお伺いします。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

まず、1 点目でございますけれども、今回大きな地震あるいは津波による被害ということで、天災によるものなので、その辺、市がその損害を賠償する必要があるのかどうかというようなことかと思っておりますけれども、今回の公用車の滅失は、今回の震災が未曾有の災害でございますので、津波により公用車が滅失することについての予見可能性といえますか、そういったものが低かったことを考慮しますと、多賀城市側に過失はなくて、市職員が引き起こした交通事故のように、本市の不法行為に起因した損害賠償ではございません。

本市で損害賠償義務を生じる原因としまして、相手方との賃貸借契約において、相手方への返還前に生じた自動車の盗難それから滅失及び損傷による損害はすべて市が負担するものとして、損害の額についてはリース事業者との協議の上で決定する旨の取り決めをしたためでございます。

それから、2 点目の、これら4台のリース業者がほかにも車両等においてリース契約しているものがあるのかというような御質問でございますけれども、今この時点でちょっと資料は持ち合わせておりませんけれども、あります。ただ、それが何々かというところまではちょっと今資料を持ち合わせてございません。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

リース契約の場合は、こういう天災、特に地震の場合、ローンと違ってリースの場合はそれは支払い義務は残っているということはわかっているんですよ。ただ、私が言いたいのは、そういう天災で、不可抗力ですね、そういう考え方が一つあって、それから今課長がおっしゃったように、何台かまだ契約もしているということがあると、少しは、厳密に残存価格出してきたみたいですけども、じゃあこの半分ぐらいうちの方で見ますからとか、そういう継続的な契約を今後していくわけですから、いろいろな意味でそういう配慮はこの会社にはなかったのかなと、こういうことなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

先ほど来御説明申し上げておりますように、車両 1 台 1 台ごとの契約となっておりますので、今回実際に被害に遭った車両ごとの契約に照らし合わせて判断をさせていただきました。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 50 号から議案第 53 号までの 4 件を一括して採決いたします。

本案 4 件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 4 件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 議案第 54 号 訴えの提起について

○議長（板橋恵一）

日程第 13、議案第 54 号 訴えの提起についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 54 号 訴えの提起についてであります。これは、平成 18 年 9 月 30 日をもって多賀城市あかね保育所の指定管理者の指定を取り消された学校法人高橋学園が本市に返還すべき同保育所の管理経費を返還しないため、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 3 号の規定により、管理経費の返還を訴訟手続によって請求するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 (板橋恵一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長 (内海啓二)

それでは、資料 2 の 16 ページをお開き願います。

議案第 54 関係資料、訴えの提起に至るまでの経緯等について御説明を申し上げます。

この資料の説明に入ります前に、今回本市が訴えを提起することの目的について若干御説明を申し上げたいと存じます。

普通地方公共団体が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利、すなわち金銭債権ですが、これは公法上の原因に基づいて発生する債権、いわゆる公債権と、私法上の原因に基づいて発生する債権、いわゆる私債権等を問わないものでございます。このうち公債権につきましては、市税などのように地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの、いわゆる強制徴収公債権と、滞納処分の例によることができず裁判手続を経ないと強制徴収ができない非強制徴収公債権に区分されます。

今回返還を求めようとする管理経費は、このうちの非強制徴収公債権に当たるものであります。市税等と同様、最終的に差し押さえ等の強制執行を可能とするためには、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 3 号に規定する訴訟手続により履行請求し、本市が債権者としての債務名義を取得することが必要であり、この債務名義がなければ強制執行手続はできないというふうになってございます。

それでは、資料の方の 1、経緯について御説明いたします。

平成 18 年 9 月 28 日に、多賀城市あかね保育所の指定管理者でありました学校法人高橋学園から、平成 18 年 9 月 30 日をもってあかね保育所の指定管理を辞退したい旨の申し出がなされました。この申し出を受け、本市は同日付をもって高橋学園のあかね保育所における指定管理者の指定を取り消いたしました。

これに伴い、平成 18 年 4 月 1 日に締結しておりました平成 18 年度多賀城市あかね保育所の管理に関する年度協定書に基づき、本市が支払いました多賀城市あかね保育所の管理に要する経費の一部 367 万 6,800 円を返還するよう請求しましたが、納期限であります平成 18 年 11 月 8 日までに納付がなかったため、同年 12 月 19 日に、高橋学園に対し、地方自治法 231 条の 3 第 1 項の規定に基づき督促状を送付いたしました。

この督促状に対し、高橋学園はこれを不服として平成 19 年 1 月 10 日に異議申し立てを行い、同月 24 日に異議申立補正書が提出されました。この異議申し立てに対しましては、本市は平成 19 年第 1 回定例会において、本議会に対し、異議申し立ては理由がなく、棄却したい旨を諮問をいたし、諮問内容に異議ない旨の答申を受け、同年 3 月 27 日に当該異議申し立てを棄却する決定を行っております。

その後は担当課であるこども福祉課と高橋学園とで分割による納入等についてこれまで話し合いを続けてまいりましたが、現在までに高橋学園からは管理経費の返還並びに督促手数料及び延滞金の納付はなされておらない状況となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2 の返還請求額についてでございますが、恐れ入りますが、18 ページの高橋学園への支払金額及び返還金額内訳の資料もあわせてごらんいただきたいと思います。と存じます。

高橋学園に支払いました管理経費につきましては、保育費と特別保育事業に係る経費で構成されておりまして、市はこれを委託料として支出いたしております。なお、保育費については、毎月払いで毎月 20 日に支払いを行い、月内において児童の入退所があった場合には精算を行うこととしたものでございまして、特別保育事業に係る経費につきましては、年度当初の 4 月に一括払いしたものでございます。

また、返還請求額である 367 万 6,800 円につきましては、平成 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの途中退所児童 1 名分の保育費 3,300 円と、平成 18 年度特別保育事業の前払い金 734 万 7,000 円のうち、業務が完了しなかった 6 カ月分の未実施事業分 367 万 3,500 円の合計額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 14 議案第 55 号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の認定について

○議長（板橋恵一）

日程第 14、議案第 55 号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 55 号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の認定についてであります。これは平成 23 年 3 月 31 日限りで廃止した宮城中央地区視聴覚教育協議会の精算事務について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の認定について御説明申し上げます。

まず、同協議会の廃止に係る説明につきましては、昨年 6 月の第 2 回定例会でございましたので、改めて廃止に至った経過についてその概略を御説明いたします。

同協議会は視聴覚教育を広域で効率的に行うことを目的として昭和 47 年に設立され、以来、会長職を多賀城市が担い運営してまいりました。この間、一定の成果を上げてまいりましたが、近年、視聴覚教材である 16 ミリフィルムの利用が激減してきたため、平成 18 年度から同協議会の今後のあり方について検討を進めてまいりましたところ、平成 22 年度末をもって廃止することで合意したものでございます。

このような理由から、平成 22 年 6 月の第 2 回定例会で 1 市 3 町一斉に協議会廃止についての議決をいただき、平成 23 年 3 月末をもって解散をいたしました。解散後は構成市町へ負担金の清算処理を行い、監査委員の監査を受け、議会の認定を受けてすべての事務処理が終了することとなります。

それでは、改めまして、精算と監査結果の報告をさせていただきます。

まず初めに、23 ページをお開きください。

平成 23 年 3 月末での残高は 21 万 954 円で、これを協議会規約及び協議会の廃止に関する協定書に基づき平成 22 年 7 月末日の住民基本台帳人口で案分したものでございます。人口比により算出された配分額は資料右側に記載されておりますので、ごらん願います。

ここで、22 ページにお戻り願います。

精算事務に係る監査結果報告書について御説明いたします。

1 から 7 の項目につきましては、期間やその手法等でございますので、省略させていただきます。

8 の監査の結果につきましては、重要案件でございますので、朗読をさせていただきます。

## 8. 監査の結果

監査の概要及び意見は以下のとおりである。

平成 22 年度収支が規約に基づいて調製されかつ適正に処理されているかについて、当該年度の総会・役員会関係書、予算差引簿、収入決議票、支出負担行為決議票、契約関係書、その他関係書等を照合した結果、適正に処理されていた。また、協議会廃止に伴い、規約及び協定書に基づいた精算事務がなされているかについても照合したが、協定書に基づき、関係市町の住民基本台帳に記載された平成 22 年 7 月 31 日現在の人口割で正確に計算され、適切に返還されていることを確認した。

よって、規約第 29 条の規定により、審査に付された協議会の精算事務等については、法令に準拠し適切に処理されており、その計数は正確であると認めた。

ここで、21 ページをごらん願います。

資料のとおり、監査の結果報告を平成 23 年 8 月 23 日付でいただき、これをもちまして宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う一切の事務処理が終了いたしました。

なお、今後の視聴覚教育につきましては、中央公民館に併設されております多賀城市視聴覚ライブラリーが継続してまいります。協議会は廃止いたしますが、視聴覚教育は今後とも継続してまいりますので、御理解を願います。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）



説明を聞いてわかったんですけども、要はこの視聴覚協議会が持っていた映写機とか、それから 16 ミリのフィルムですね、そういうものはどういうふうに、処分はされていないと思うんですけども、今後どういうふうにそれを役立てていくのか。考えるところによれば、関係市町村に映写機を分けて運営するものなのか、あるいは一括して多賀城市がそのまま保管しているのか、その辺をちょっと詳細に知りたいと思うので、よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

昨年の 9 月にも似たような回答をさせていただいたと思いますが、まずフィルムについては、保存期限といいますか、借用期限が 70 年というふうなことで、その間、多賀城市の中央公民館の方で管理をしていくということ。それを使いたいという市町村は、それぞれの市町村の費用負担、いわゆる郵送料等の費用負担は着払いなどの方法によりそれぞれの市町村が負担をしてフィルムの貸し出しを行うということ。

それから、16 ミリ映写機というのは、これまで検査をしながらテープに傷がつかないように管理運営をしてきたんですが、16 ミリの映写機そのもののメンテナンスがやはり昨年度末でメーカーの方が終了しております。したがって、これからはひどい破損が生じた場合は、映写機そのものが存在しなくなりますので、別な手法で運営していくという形になるうかと思ひます。以上です。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

日程第 15 議案第 56 号 平成 22 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

日程第 16 議案第 57 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 15、議案第 56 号 平成 22 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について及び日程第 16、議案第 57 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 56 号の平成 22 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また議案第 57 号の平成 22 年度多賀城市水道事業会計決算は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

次に、一般会計及び各特別会計について、会計管理者の説明を求めます。会計管理者。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

それでは、平成 22 年度多賀城市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の資料 3 の 1 ページ、2 ページの見開きを御用意いただきたいと思います。

平成 22 年度多賀城市会計別決算総括表により説明させていただきます。

なお、説明の中で申し上げます前年度との比較及び収支の状況等は、資料 8 の 76 ページから 97 ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それでは、資料 3 の 1 ページ及び 2 ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

予算現額 A 欄でございます。222 億 234 万 9,648 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 200 億 2,617 万 4,024 円で、その収入率は、2 ページの右から 2 列目になりますが、90.20%となっております。前年度の決算額との比較では 5 億 4,281 万 4,642 円、率にいたしまして 2.64%の減となっております。

また、収入の主なものといしましては、市税が 76 億 6,075 万 3,850 円で、収入全体の 38.25%となっております。次いで、国庫支出金が 31 億 4,919 万 1,934 円で 15.73%、地方交付税が 31 億 1,727 万円で 15.57%、市債が 24 億 5,360 万円で 12.25%、その他県支出金等となっております。

一方、歳出でございますが、C 欄をごらんください。歳出決算額は 192 億 8,909 万 2,546 円で、予算現額に対しましての執行率、2 ページの右端になりますが、86.88%でございます。これも前年度の決算額との比較では 10 億 5,671 万 9,630 円、率にいたしまして 5.19%の減となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 7 億 3,708 万 1,478 円となり、その内訳は、右の備考欄に記載のとおり、繰越事業費繰越額が 6 億 3,548 万 6,195 円、基金繰入額が 5,100 万円、翌年度繰越額として 5,059 万 5,283 円にそれぞれ措置をさせていただくものでございます。

次に、国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 56 億 3,353 万 6,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 55 億 6,483 万 3,109 円で、予算現額に対する収入率は、2 ページの右から 2 列目でございますが、98.78%であります。前年度の決算額との比較では 1 億 6,381 万 3,737 円、率にいたしまして 3.03%の増となっております。

また、収入の主なものといたしましては、国庫支出金で 15 億 7,983 万 2,895 円で、収入全体の 28.39%となっております。次いで、保険税で 12 億 5,271 万 7,100 円の 22.51%、前期高齢者交付金で 9 億 6,084 万 8,909 円の 17.27%、その他共同事業交付金等となっております。

歳出につきましては、C 欄の歳出決算額 55 億 5,231 万 3,228 円で、予算現額に対し執行率、2 ページの右の列でございますが、98.56%となっております。前年度の決算額との比較では 1 億 6,927 万 3,657 円、率にいたしまして 3.14%の増となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 1,251 万 9,881 円となり、その内訳は、右の備考欄に記載のとおり、基金繰入額といたしまして 700 万円、翌年度繰越額として 551 万 9,881 円にそれぞれ措置をさせていただくものでございます。

次に、老人保健特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 1,873 万 4,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 284 万 5,697 円で、収入率は 15.19%となりました。前年度の決算額との比較では 912 万 9,847 円、率にして 76.24%の減となっております。

その収入の主なものといたしましては、繰越金で 260 万 7,747 円の 91.64%、その他諸収入等であります。

一方、歳出では、C 欄の歳出決算額が 284 万 5,697 円で、予算現額に対する執行率は 15.19%、前年度の決算額との比較では 652 万 2,100 円、率にして 69.62%の減となっております。

これにより、D 欄の差引残額はゼロ円となります。

なお、老人保健特別会計は 22 年度をもって廃止となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 4 億 3,096 万 2,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 4 億 2,173 万 8,808 円で、その収入率は 97.86%となりました。前年度の決算額との比較では 1,492 万 6,898 円、率にいたしまして 3.67%の増となっております。

その収入の主なものについては、保険料で 3 億 4,953 万 300 円、82.88%、次いで繰入金で 6,875 万 4,015 円、16.30%、その他繰越金等となっております。

次に、歳出では、C 欄の歳出決算額が 4 億 996 万 4,776 円で、予算現額に対しての執行率は 95.13%となっております。前年度の決算額との比較では 616 万 7,536 円、率にいたしまして 1.53%の増となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 1,177 万 4,032 円となり、これは備考欄記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 29 億 6,671 万 4,000 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 29 億 4,016 万 6,880 円で、その収入率は 99.11%となりました。前年度の決算額との比較では 3 億 3,328 万 3,649 円、率にして 12.78%の増となっております。

その収入の主なものは、支払基金交付金が 7 億 8,894 万 1,770 円で 26.83%、国庫支出金で 5 億 9,407 万 4,207 円、20.21%、繰入金で 5 億 3,566 万 6,831 円、18.22%、保険料で 5 億 1,624 万 2,166 円、17.56%、その他県支出金等であります。

一方、歳出では、C 欄の歳出決算額が 28 億 6,906 万 6,034 円で、予算現額に対しまして執行率が 96.71%となっております。前年度の決算額との比較では 2 億 6,400 万 8,351 円、率にして 10.13%の増となっております。

これにより、D 欄の差引残額は 7,110 万 846 円となり、備考欄に記載のとおり、全額基金へ繰り入れの措置をさせていただくものでございます。

次に、下水道事業特別会計決算について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 32 億 2,757 万円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 30 億 988 万 2,800 円で、その収入率は 93.26%となりました。前年度の決算額との比較では 5,788 万 3,471 円、率にいたしまして 1.96%の増となっております。

その収入の主なものといたしまして、繰入金が 13 億 7,269 万 8,696 円、45.61%、使用料及び手数料で 8 億 2,630 万 6,129 円、27.45%、市債が 7 億 2,630 万円、24.13%、その他国庫支出金等となっております。

次に、歳出でございますが、C 欄の歳出決算額が 28 億 9,666 万 8,841 円で、予算現額に対しまして執行率は 89.75%となっております。前年度の決算額との比較では 5,243 万 2,488 円、率にいたしまして 1.78%の減となっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 1 億 1,321 万 3,959 円となり、これは備考欄記載のとおり、繰越事業費繰越額に 1 億 1,241 万 5,450 円、翌年度繰越額 79 万 8,509 円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

以上、一般会計、特別会計の合計、下の欄でございますが、A 欄の予算現額 344 億 7,986 万 5,648 円に対し、B 欄の歳入決算額は 319 億 6,564 万 1,318 円で、その収入率は 92.71%となっております。前年度の決算額との比較では 1,796 万 3,266 円、率にいたしまして 0.06%の増となっております。

一方、歳出につきましては、C 欄の歳出決算額が 310 億 1,995 万 1,122 円で、予算現額に対しての執行率は 89.97%となりました。前年度の決算額との比較では 6 億 7,622 万 4,674 円、率にいたしまして 2.13%の減となっております。

次に、大変恐れ入ります、資料 5 を御用意いただきたいと思えます。資料 5 の 98 ページ及び 99 ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらは公有財産総括表でございます。この表には、1.土地及び建物、2.その他の財産について集計して記載してございます。

次の 100 ページから 103 ページでございますが、ここには土地・建物についてそれぞれの使用目的の区分に応じた記載がなされてございます。

また、104 ページから 112 ページでございますが、物権、無体財産権、出資による権利及び物品について記載しております。

続いて、113 ページから 115 ページにつきましては、債権及び基金について記載してございます。

最後の 116 ページにつきましては、土地開発基金の運用状況報告書を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成 22 年度一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、その概要の説明を申し上げます。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書等によりまして関係課長等が御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、水道事業会計について、水道事業管理者の説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、議案関係資料 3 の 35、36 ページをお開き願います。

平成 22 年度多賀城市水道会計決算の概要について、決算報告書に基づきまして説明申し上げます。

最初に表の説明の仕方でございますが、36 ページ左端の予算額、合計欄、隣の決算額、その隣の予算額に対する決算額の増減欄の順番で説明をいたします。

初めに、(1) の収益的収入及び支出の方から説明申し上げます。

収入では、第 1 款水道事業収益、予算額合計 19 億 4,196 万 2,000 円、決算額 19 億 4,629 万 6,020 円で、予算額に対しまして 433 万 4,020 円の増額となっております。なお、収入率は 100.22%であります。

次に、支出では、第 1 款水道事業費用、予算額合計 17 億 1,493 万 3,000 円、決算額 16 億 9,690 万 2,508 円であり、不用額が 1,803 万 492 円でございます。なお、執行率は 98.95%であります。

次のページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第 1 款資本的収入、予算額合計 1 億 3,123 万 3,000 円、決算額 1 億 3,157 万 2,860 円で、予算額に対しまして 33 万 9,860 円の増額となっております。なお、収入率は 100.26%であります。

次に、支出では、第 1 款資本的支出、予算額合計 6 億 7,860 万 2,000 円、決算額 6 億 6,205 万 8,805 円であり、執行率は 97.56%であります。

翌年度繰越額につきましては、23 年 6 月議会におきまして地方公営企業法第 26 条の規定に基づき報告させていただいておりますが、配水管改良工事等 3 件で 791 万 7,600 円を 23 年度に繰り越しましたので、不用額につきましては 862 万 5,595 円となっております。

次に、資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補てん財源について御説明いたします。

この表の一番下、欄外に記載してございますが、これは別途積立処分する水資源開発負担金を除いた額 5 億 3,242 万 8,329 円が不足する額となります。これを補てんする財源としまして、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額として 1,552 万 9,424 円、当年度損益勘定留保資金 2 億 6,186 万 5,906 円及び減債積立金 1 億円、さらには建設改良積立金 1 億 5,503 万 2,999 円で補てんをしております。

続きまして、39 ページをお願いいたします。

平成 22 年度多賀城市水道事業損益計算書でございます。

先ほど説明させていただきました収益的収入及び支出から消費税及び地方消費税額を差し引いた税抜き経理の結果、下から 3 列目に記載の当年度純利益 2 億 3,344 万 5,692 円となっております。これに、下から 2 列目の前年度繰越利益剰余金 8,812 万 4,612 円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は 3 億 2,157 万 304 円となっております。

次に、41 ページをお願いいたします。

下の列の 3 の平成 22 年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、ただいま御説明申し上げました当年度未処分利益剰余金 3 億 2,157 万 304 円の処分（案）でございます。これにつきましては、地方公営企業法第 32 条の規定に基づき、減債積立金に 1,200 万円を積立処分しまして、翌年度繰越利益剰余金として 3 億 957 万 304 円を繰り越すという内容でございます。

以上が平成 22 年度多賀城市水道事業会計決算の概要でございます。詳細につきましては、決算関係資料等により関係課長等が御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

この際、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員。

（監査委員 菅野昌治登壇）

○監査委員（菅野昌治）

報告する前に、資料No.6 の資料をごらんいただきたいと思います。参考まで、ページの 65 ページと 85 ページの結びを中心に説明をさせていただきますので、御参照いただければ幸いです。

平成 22 年度の各会計決算及び基金運用状況について審査をしたので、その概要を報告いたします。

初めに、各会計決算及び基金運用状況については、市長から審査に付された一般会計、特別会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書が、法令に基づいて調製されているか、また、水道事業会計決算書及びその附属書類は法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうか、かつ、計数は会計管理者及び関係部局の所管する諸帳簿、証票書類と符合しているかを照合するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業は経済的かつ効果的に行われているか、また、基金については、設置目的に沿って効率的に運用されているかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況は適正に表示しているものと認めました。

まず、一般会計、特別会計の決算内容について見ると、決算規模は、歳入で 319 億 6,564 万 1,318 円、歳出で 310 億 1,995 万 1,122 円となっています。

次に、決算収支を見ると、一般会計では、形式収支で 7 億 3,708 万 1,478 円、実質収支で 1 億 159 万 5,283 円の黒字となっていますが、単年度収支においては 5,650 万 6,559 円、実質単年度収支においても 4,012 万 1,196 円の赤字となっています。

一方、特別会計では、形式収支で 2 億 860 万 8,718 円、実質収支で 9,619 万 3,268 円、単年度収支で 7,076 万 5,502 円の黒字となっていますが、実質単年度収支においては 3 億 1,110 万 4,963 円の赤字となっています。

財政構造の弾力性を見るために、財政状況を普通会計において分析すると、財政力指数は平成 17 年度から年々上昇していましたが、平成 22 年度は 6 年ぶりに前年度を下回っています。また、経常収支比率、公債費比率も平成 17 年度をピークに改善傾向を示していましたが、そのうち経常収支比率は平成 21 年度に 4 ポイント上昇したものの、平成 22 年度に 2.7 ポイント低下し 97.1%になっており、目安とされる 80%はまだ大きく超えています。これらのことにかんがみると、景気の冷え込みによる義務的経費の増大、特に扶助費の増加が目立つ昨今にあって、財政需要に耐えるだけの体質にはほど遠く、弾力性があるとは言えないようです。

このように、本市の財政状況は個人市民税の大幅な落ち込みなどにより大変厳しいものになっているものの、事業は選択と集中により優先度の高いものから実施されており、評価をすところであります。

特に、児童・生徒が安全で安心できる学びの環境を整えることを目的に、計画を前倒しして行った学校耐震化は、繰り越し明許されたものの、平成 22 年度中には完了し、去る 3 月 11 日の大地震にも見事に耐え抜き、とうとい子供たちの命を守ることができたばかりか、被災した多くの方々を避難所として受け入れ大いに活用できたことは、何にもまし評価すべきことであります。

しかしながら、平成 22 年度末の市債残高は約 215 億円で、前年度末より約 7 億円増加しており、大いに懸念されるところでもあります。

次に、水道事業会計について見ると、当年度の事業収益は 18 億 5,844 万 7,545 円であり、前年度に比べ他会計補助金が増加しましたが、給水収益、加入金などが減少したことにより、2,191 万 6,787 円の減となっています。

一方、事業費用は 16 億 2,500 万 1,853 円であり、前年度に比べ給水費、減価償却費が増加したため配水費、総掛費、資産減耗費などが減少したことにより、8,929 万 9,414 円の減となっています。

その結果、当年度の純利益は 2 億 3,344 万 5,692 円となり、前年度繰越利益剰余金 8,812 万 4,612 円と合わせた当年度未処分利益剰余金は 3 億 2,157 万 304 円となっています。

したがって、現状において、水道事業会計は健全な財政運営が維持されていると見受けられますが、水需要について見ると、前年度に比べ給水戸数、年間総有収水量は増加しているものの、給水人口、年間総配水量は減少しており、その結果、水道事業収益の根幹とな

る給水収益は 16 億 9,144 万 6,070 円で、前年度と比べると 2,474 万 5,285 円の減となっており、5 年連続で減少しています。

しかしながら、このように水需要が低迷している中で、定期預金による効率的な資金運用により利息を得るなどの経営努力を重ねていることは評価できます。

今後の水需要の動向については、昨今の経済不況を反映した事業活動の縮小、一般家庭での節水意識の高まりなど落ち込み傾向が続き、収益の増加が見込めない状況にありましたが、3 月 11 日に発生した大震災はこれに拍車をかけるものであり、また、被災した施設の復旧、修繕等、費用の増加が見込まれることから、収益、費用の両面で経営が厳しくなることが予想されます。

このような状況下ではありますが、市民のライフラインとしての重要性を認識し、さまざまな課題を整理しながら、事業の安定経営を図るため、的確な事業計画や資金計画の構築、コストの意識の徹底、事業執行の一層の効率化等経営の合理化には十分配慮し、水の安定供給に努められ、健全な企業運営に一層努力されるよう望むものであります。

終わりに、日本経済の完全なる回復はこの震災によりますます遠のいてしまい、厳しい財政状況が当分の間続くことが予想されることから、今まで以上にコスト意識の徹底を図るとともに、これら債務の減少に向けた取り組み及び資産の管理体制の総点検を行い、健全な財政運営に努め、さらなる行財政改革の推進を望むものであります。

以上が平成 22 年度決算審査結果の概要であります。

なお、詳細については、平成 22 年度多賀城市各会計決算及び基金運用状況審査意見書をごらん願います。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。議案第 56 号及び議案第 57 号の平成 22 年度多賀城市各会計決算の認定については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、18 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

ここで休憩といたします。

再開は午後 2 時 25 分。

午後 2 時 10 分 休憩

---

午後 2 時 25 分 開議



○議長（板橋惠一）

再開いたします。

---

日程第 17 報告第 9 号 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第 18 報告第 10 号 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（板橋惠一）

この際、日程第 17、報告第 9 号 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第 18、報告第 10 号 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率についての 2 件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋惠一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 9 号の平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率について及び報告第 10 号の平成 22 年度決算に基づく資金不足比率については、それぞれ地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋惠一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

それでは、26 ページをお開きいただきたいと存じます。

ここに記載の健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額が赤字の場合には比率が記載されることとなりますが、本市はともに黒字であったため、バー、いわゆる横棒の表記となっております。

次に、実質公債費比率は 9.7%、将来負担比率は 17.1%となり、それぞれの比率において早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

続きまして、27 ページをお願いいたします。

資金不足比率に関しましても、下水道事業及び水道事業とも資金不足が生じなかったことから、バー、横棒の表記となりまして、経営健全化基準を下回っております。

次に、昨年度との主な増減要因について御説明いたしますので、大変恐れ入りますが、資料 8、議案関係資料 30 ページをお開きいただきたいと存じます。

30 ページの一番上にあります実質赤字比率、それからその若干下にあります連結実質赤字比率、並びに中段よりも下の方にあります資金不足比率でございますが、平成 22 年度決算ではすべての会計におきましていずれも黒字決算であったため、それらの比率は発生いたしませんでしたが、総務省から示された算出式に基づいて算定した比率は、1 行目の実質赤字比率がマイナス 0.87%、前年度がマイナス 1.36%。4 行目の連結実質赤字比率がマイナス 10.56%、前年度がマイナス 10.68%。それから資金不足比率につきましては、下から 6 行目の水道事業会計でマイナス 58.81%、前年度がマイナス 58.85%。下から 3 行目の下水道事業特別会計でございますが、これはマイナス 0.05%、前年度が 0.0% ございました。このように黒字になった場合には、マイナス表示となるものでございます。

続きまして、31 ページをごらんください。

実質公債費比率でございますが、9.7%と昨年度の 10.1%に比べて改善されております。この主な要因といたしましては、5 行目の D 欄、一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金または負担金が減額になったことが主な要因でございます。

次に、下から 5 行目の将来負担比率でございますが、17.1%と昨年度の 13.9%に比べ若干増加しております。主な要因といたしましては、下から 4 行目の A 欄将来負担額のうち、一般会計等の地方債現在高が昨年度に比べて増額になったことによりまして今回比率が増加いたしました。早期健全化基準 350%を大幅に下回っております。

ただいま御説明申し上げました健全化判断比率並びに資金不足比率の算出に用いた数値や、その具体的な算出方法につきましては、26 ページをお開きいただきたいのですが、26 ページからただいま見ていただいた 31 ページにその概要、それぞれの比率の考え方等が記載してありますので、これらを御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員。

（監査委員 菅野昌治登壇）

○監査委員（菅野昌治）

平成 22 年度の財政健全化及び経営健全化について審査をしたので、その概要を報告いたします。

市長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

その結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

まず、財政健全化について見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じなかったため、比率は算出されておられません。

また、実質公債費比率については 9.7%、将来負担比率は 17.1%となり、早期健全化基準と比較するといずれも下回っております。

次に、経営健全化の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計ともに資金の不足が生じなかったため、比率は算出されませんでした。

以上が平成 22 年度健全化審査の結果であります。

なお、詳細については、平成 22 年度多賀城市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらん願います。

○議長（板橋恵一）

以上で報告を終わります。

---

日程第 19 議員提出議案第 2 号 多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 19、議員提出議案第 2 号 多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。7 番金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

議員提出議案第 2 号の提案理由の説明をいたします。

現行の多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例は、4 年に 1 度の改選年度においては、統一選挙でありました 5 月 1 日を基準としてその年度分の政務調査費を支給するというものでございます。今般の東日本大震災に伴う震災特例法により、改選前、我々議員の任期は 9 月 10 日までと約半年延長され、今後においても 4 年ごとに 9 月の改選ということになりました。このことから、今回の条例改正は 4 年ごとの改選年度においては、まず年度当初に月額 1 万 5,000 円とし、任期が満了する日の属する月までを支給し、改選後において、任期が開始する日の属する月の翌月から 3 月までを支給するよう、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例及び同条例新旧対照表のとおりでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、平成 23 年 9 月 11 日から適用することとするものでございますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第 2 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 20 多賀城市農業委員会委員の推薦について

○議長（板橋恵一）

日程第 20、多賀城市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。市長より 1 名の推薦依頼がありますので、被推薦者を 1 名にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、被推薦者は 1 名と決定いたしました。

お諮りいたします。推薦方法は指名により行うこととし、指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、議会推薦の農業委員に伏谷修一議員を指名いたします。

次に、議会として推薦する議決を行います。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、伏谷修一議員の退席を求めます。

（5 番 伏谷修一議員退席）

○議長（板橋恵一）

これより採決いたします。

伏谷修一議員を多賀城市農業委員会委員として推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認め、多賀城市農業委員会委員として伏谷修一議員を推薦することに決しました。

伏谷修一議員の入場を許します。

（5 番 伏谷修一議員入場）

---

#### 日程第 21 東日本大震災調査特別委員会の設置について

○議長（板橋恵一）

日程第 21、東日本大震災調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する東日本大震災調査特別委員会を設置し、東日本大震災復旧・復興対策に関する調査について、これに付託の上、調査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、18 人の委員をもって構成する東日本大震災調査特別委員会を設置し、東日本大震災復旧・復興対策に関する調査について、これに付託の上、調査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました東日本大震災調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 名を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全議員 18 人の諸君を東日本大震災調査特別委員会委員に選任することに決しました。

---

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明 9 月 29 日から 10 月 10 日までは休会いたします。

来る 10 月 11 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 44 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 9 月 28 日

議長 板橋 恵一

署名議員 伏谷 修一

同 米澤 まき子